

山梨県保育協議会慶弔規程

平成20年5月10日制定

正会員、施設等に次の事由が発生したときは、本会より下記のとおり行う。
但し、(1)～(4)については、各ブロック会長より報告のあったものについて対応する。

- | | |
|---|------------|
| (1) 正会員が死亡したとき | 5,000 円、弔電 |
| (2) 施設の竣工式、記念行事等 | 5,000 円 |
| (3) 正会員が受賞されたとき
(全国保育協議会会長表彰、厚生労働大臣表彰、県政功績者表彰、褒賞、叙勲) | 祝電 |
| (4) 施設が災害（全焼、全壊）にあったとき | 5,000 円 |
| (5) 役員 of 傷病（1 ヶ月以上） | 3,000 円 |
| (6) その他、会長が必要と認めたとき | |